

# 中川家文書「御隣国城下在々様子聞書之帳」、 「御隣国聞合之帳」について

白 峰 旬

## 1. はじめに

『中川家文書』は、江戸時代、豊後岡藩の藩主であった中川家に伝来した文書であり、神戸大学文学部日本史研究室に所蔵されている。この『中川家文書』は、臨川書店から活字化され刊行されているほか<sup>(1)</sup>、インターネットでは神戸大学附属図書館デジタルアーカイブとして『中川家文書』全283点の原本がデジタル化され公開されている<sup>(2)</sup>。

本稿で扱うのは、その中の185号～187号文書に該当する文書である。臨川書店から刊行されている活字本では、185号文書は「豊後国他領様子聞合帳」、186号文書・187号文書は「隣国様子聞合帳」という表題が付けられているが、活字本におけるこれらの表題は便宜的なものようであり、上記の神戸大学附属図書館デジタルアーカイブでそれぞれの文書の包紙の記載を確認すると、185号文書と186号文書は同じ包紙に入っていて、その包紙の表題の記載は「御隣国城下在々様子聞書之帳 弐冊」となっている。この記載における「弐冊」とは185号文書と186号文書を指すのであろう。そして、187号文書の包紙の表題の記載は「御隣国聞合之帳 壱冊」となっている。この記載における「壱冊」とは187号文書を指すことは明らかである。文書の形式を見ると、185号文書(12.0×38.5cm)と186号文書(13.2×41.5cm)が横に細長い「長帳」形式であるのに対して、187号文書は縦長の「冊子」形式である、という違いがある。

こうした諸点を考慮すると、書誌的には185号文書と186号文書は一連の史料であると考えられるのに対して、187号文書(25.3×20.1cm)はそれとは別の系統の史料として存在した、と考えることができる。

上記の神戸大学附属図書館デジタルアーカイブでは、この185号～187号文書の解説として、「寛永十(1633)年の幕府巡検(見カ)<sup>(ママ)</sup>使派遣と前後して、九州諸大名の動勢を中川氏が独自で調査した探索書」と記されている。この解説に従えば、185号～187号文書の成立年代は寛永10年前後であり、中川氏が九州諸大名の動勢(静カ)<sup>(ママ)</sup>を探索する目的でつくられた、ということになる。この成立年代の問題と作成目的(調査目的)については、本稿においてあらためて再検討したいので、その点については後述することとしたい。

上述した185号文書・186号文書の包紙、187号文書の包紙のそれぞれの表題の記載は、あくまで包紙における表題の記載であって、185号～187号文書それぞれに題簽が付けられ

ているわけではないので、包紙の表題の記載は、185号～187号文書の成立時に記されたものではなく、後世、豊後岡藩において文書整理をした段階で記された可能性も考えられる。

この点も考慮したうえで、包紙の表題の意味を考えると、185号文書と186号文書の包紙の表題の記載は、上述のように「御隣国城下在々様子聞書之帳」と記されているので、「御隣国」(岡藩が位置する豊後国の隣国という意味)の「城下在々」の「様子」に関する「聞書」の「帳」ということになる。しかし、後述するように185号文書は豊後国内の城・城下などに関する内容なので、「御隣国」という表記は185号文書に関しては適切ではない。また、186号文書は後述するように、日向国内と薩摩国内の城・城下などに関する内容なので、日向国は豊後国の隣国であるが、薩摩国は豊後国の隣国ではないので「御隣国」でない国も記載されている、ということになる。

187号文書の包紙の表題の記載は、上述のように「御隣国聞合之帳」と記されているので、「御隣国」の「聞合」の「帳」ということになる。これは、上記の185号文書と186号文書の包紙の表題を省略したような記載になっているので、意味的にはそれほど相違するものではない。ただし、187号文書の内容は、後述するように、肥後国、肥前国、筑後国の各国内における城・城下などに関する内容なので、肥後国、筑後国は豊後国の隣国であるが、肥前国は豊後国の隣国ではないので、「御隣国」でない国も記載されている、ということになる。

このように考えると、185号～187号文書の包紙の表題は、185号～187号文書の記載内容と合致しない点があることから、包紙の表題は、やはり後世に記載された可能性が高いと考えてよかろう。そもそも、185号～187号文書は探索書であった、という本来の性格を考慮すると、文書が出来上がった段階では、文書そのものには表題は付いていなかった可能性も考えられる。

なお、185号文書・186号文書の包紙の表題と187号文書の包紙の表題に共通する点で注意されるのは、「聞書」(185号文書と186号文書の包紙の表題)、「聞合」(187号文書の包紙の表題)というキーワードである。これは、探索の主な方法が“聞く”ことにあった、ということを示している。この探索方法の検討についても後述したい。

以上の諸点を前提として、本稿では、中川家文書「御隣国城下在々様子聞書之帳」(185号文書・186号文書)、「御隣国聞合之帳」(187号文書)について、その内容、成立年代、作成目的(調査目的)などを中心に考察したい。

## 2. 185号～187号文書の構成と内容

185号文書では、豊後国内の佐伯、臼杵、日出、杵築の各城と城下等について記載されている。自藩である岡藩の記載がないのは当然であるが、豊後府内、豊後森についても記載されていない。記載されているのは豊後国内のいずれも城持大名の諸藩であり、豊後森が記載されていないのは陣屋大名であったからかもしれない。豊後府内が記載されていない理由については後述する。

185号文書の構成としては、各地(佐伯、臼杵、日出、杵築)の城・城下などの様子、家老、鉄砲頭、町奉行などの主だった家臣の役職と名前、在々(在郷)のこと(田畑に関する記載)というように大きく3つの項目に分けて記載している。

記載の順番は、佐伯、臼杵、日出、杵築という順であり、これは探索者が実際に豊後国内で佐伯 臼杵 日出 杵築というルートで探索をした順番であると思われる。このことは、探索者が豊後国内の諸藩の調査に関して、南から北へというルートをとったことを示している。岡藩の所在地である豊後竹田を起点に考えると、探索者は竹田から最も近い佐伯に出て、それから北に向かった、ということになる。

186号文書では、日向国内の<sup>あがた</sup>県(後の延岡)、高鍋、佐土原、飫肥、薩摩国内の鹿児島各城と城下などについて記載されている。そのほか、薩摩藩の谷山、加治木、国分、都城の各外城についても記載がある。

186号文書の構成としては、城主名、及び、城・城下、家老の名前、新堀・新橋・新石垣普請・櫓普請・新舟入などの有無、町人・百姓の有り付きの有無、というように大きく4つの項目に分けて記載している。

186号文書において、城主名の記載があること、平城・山城の区別が明記されていること、城・城下の出入り口の記載があること、城下の家数の記載があることは、185号文書・187号文書に見られない特色である(ただし、185号文書では佐伯城のみ山城として区分が記されている)。また、家老以外の役職者は記載がないこと、新堀・新石垣普請・櫓普請・新舟入などの有無の記載がある点は185号文書に見られない特色である。この中で、新石垣普請の有無、新舟入の有無について記載がある点は186号文書のみに見られる特色である(ただし、新舟入の有無については187号文書における八代の項のみには記載されている)。

記載の順番は、県、高鍋、佐土原、飫肥、鹿児島という順である。これは探索者が実際にこのルート(県 高鍋 佐土原 飫肥 鹿児島)で探索をした順番であると思われ、日向国内を北から南へ向かい、さらに薩摩国内に入って鹿児島に至った、ということを示している。岡藩の所在地である豊後竹田を起点に考えると、探索者は竹田から最も近い県に出て、それから南に向かった、ということになる。

187号文書では、肥後国内の熊本、八代、肥前国内の島原、筑後国内の柳川、久留米、肥前国内の大村、唐津、佐賀の各城と城下などについて記載されている。

187号文書の構成としては、城・城下、新堀・新橋・玉葉の用意・奉公人抱え・堀普請・櫓普請などの有無、家中の物成、在々の未進など、家老の名前など、他の親しい大名、というように大きく6つの項目に分けて記載している。

大手の向き、玉葉の用意、堀普請、奉公人抱え、親しい他大名の記載がそれぞれあることは187号文書の特色である。新堀、新橋、櫓普請、安宅船、新道の有無について記載がある点は186号文書と共通している。

記載の順番は、熊本、八代、島原、柳川、久留米、大村、唐津、佐賀という順である。それぞれの位置関係を考えると、この記載順のように、探索者が熊本 八代 島原 柳川

久留米 大村 唐津 佐賀というルートをとったと考えてよからう。なお、肥後国内の人吉藩、肥前国内の平戸藩についての記載はない。また、筑後国内の三池藩（柳川藩の支藩）、肥前国内の小城藩（佐賀藩の支藩）、鹿島藩（佐賀藩の支藩）の記載もない。支藩の記載がないのは、支藩について当初から探索対象からはずしていた可能性も考えられる。人吉藩と平戸藩の記載がないこと理由は不明であるが、今回の探索ルートからすると、遠隔地に位置しているため探索対象からはずしたのかもしれない。

185号～187号文書における主要な記載事項をまとめると表1のようになるが、上記で指摘した諸点や表1の内容からもわかるように、185号～187号文書はそれぞれ探索対象に対する調査基準が異なっていたことが理解できる。表1を見るとわかるように、家老などに関する記載や在郷に関する記載のように185号～187号文書に共通して見られる項目もあるが、その他の調査項目は185号～187号文書それぞれに固有の調査項目が認められる。

このことは、185号～187号文書が、九州諸藩の城・城下などの調査・探索を目的としたという点では共通するものの、185号～187号文書を通しての統一した調査基準は少なく、185号～187号文書それぞれにおいて調査基準を変えていた、ということを示している。例えば、豊後国内を探索した185号文書は、豊後国以外を探索した186号文書・187号文書に比較して調査内容が簡略なものになっているが（表1参照）これは岡藩が豊後国内に位置していたため同国内の諸藩に関する調査は、豊後国以外の諸藩に対する調査に比較して、容易にできたことから取りあえず簡略な調査にとどめた、ということも推測できる。

185号～187号文書の探索ルートを総括すると、185号文書は豊後国内まわりルート、186号文書は九州東（日向）～西南（薩摩）まわりルート、187号文書は九州西（肥後・筑後・肥前）まわりルートというように位置付けることができる。このように考えると、185号～187号文書以外に九州北（筑前・豊前）まわりルートも存在したことが推測され、筑前国内・豊前国内の城・城下などを調査対象とした探索書が存在した可能性（或いは、九州北まわりルートの探索がなんらかの事情により中止になった可能性）が考えられる。とすれば、本来の調査目的は豊後国の隣国のみにとどまるのではなく（上述のように隣国以外の薩摩・肥前も記載されている）、九州全域の諸藩に対する探索であった、ということになる。その意味では、前掲『中川家文書』活字本の186号文書・187号文書に対する「隣国様子聞合帳」という表題の付け方や、前掲の185号文書・186号文書（原文書）の包紙表題「御隣国城下在々様子聞書之帳」、及び、187号文書（原文書）の包紙表題「御隣国聞合之帳」という表題の付け方は適切ではない、と言えよう。

### 3. 185号～187号文書における各地の城・城下に関する具体的記載内容

185号～187号文書における各地の城・城下に関する具体的な記載内容を抜粋し、現代語訳として以下に記すこととしたい。

【185号文書】

佐伯城

城は山城。西東に長い城。少しの普請もないように見える。城より下に御屋形やかたはあると見える。城へ入ることは、旅人は御法度なので入らなかった。外より「在之分」に見た。  
玉薬たまぐすりは毛利高政（初代藩主）の代の蔵が一つある。

臼杵城

城は旅人は御法度のため入らなかった。外から見た様子は、口は「よこはま」（＝横浜）より入る口一つと見える。また、人の物語りを聞いたところ、その口を入り、本丸へ一口、西の丸へ一口があると聞いた。また、舟手より一口は「うとの口」という口とのことを言った。これは、ふだんは門を閉めていると聞いた。城の外の川は潮入りであると見た。また、人々が言うには、（城）内に入り、本丸に入るところに、堀があると言っていた。

日出城

城の口は三口ある。（その）内、一口は舟手口である。三の丸側へ堀が一つ、二の丸側へ堀が一つある。塀・櫓（矢倉）は傷んでいる。本丸には入らなかったの（様子は）わからない。

杵築城

城はない。小屋掛けと見える。御広間まで見物に行ったところ、具足300両が置いてあった。馬道具などもあった。

【186号文書】

あがた  
県城（後に延岡城と改名）

城本（＝城下の意味か？）は「あかた町」（＝県町）である。城は平城。町より西（において）門は東に一口、裏門は西北に二口ある。町の家数は600間ほど。町・城のまわり（ママ）に川がある。南（には）川に35間ほどの土橋がある。北（において）川も（＝川面）かわもに船入がある。町（と）城より東に1里ほどの間に大竹という船入がある。川より外に侍衆がいる。

新堀・櫓普請・石垣普請はない。

高鍋城

城本（＝城下の意味か？）は「たかゝへ町」（＝高鍋町）である。城は平城。町より東に門があり、東に一口、北に一口、南に一口がある。城まわりは侍中がいる。町は西東に一筋。家数は200間ほど（ママ）。町より南は小舟入り（＝小舟が入る、という意味か？）の川。城より東、里ほど東に「かくち」（＝蚊口）という川口がある。

新堀・新石垣・櫓普請について、いずれも普請ようだいの様跡はない。

佐土原城

城本（＝城下の意味か？）は佐土原町である。城は平城。町より東に門が一口ある。北・南に二口ある。城のまわりは侍衆がいる。町は城より南に家数200ほど。町より南に川がある。これは川に舟が入り、川口の「とくのふち」（＝徳之淵）というところに舟が着く。

城よりの間は1里ほどである。

新堀・櫓普請・石垣普請はない。

#### 飢肥城

城本(=城下の意味か?)の飢肥町より西(において)門は東に一口、北・南に二口ある。城は山城。町は北・南に一筋ある。家数は150ほど。城の下に小川がある。港は「あふら」(=油津)「とのうら」(=外浦)「大とう」(=大堂津)「見い」(=目井津)(があり)これにて舟を着ける。いずれも城よりの間は2里・3里ほどである。

新堀・石垣・櫓普請はない。

#### 鹿児島城

城本(=城下の意味か?)は鹿児島。城は町より西(にあり)平城。門は東に二口。裏門は西に一口あり、これは埋門。町の北・南に上なや・下なやという町がある。家数は2000間ほど。下なや町より西に侍衆(がおり)上なや町(が)侍衆の入り口である。上なや町の正右下というところに船入があり、この川に大橋がある。いまこの(橋に)橋普請がある。城の前(の)上なや・下なやの間に大橋がある。鹿児島城より東 表はみな船入があり、<sup>うちうみ</sup>内海である。城より向かいに桜島という島があり、まわりは7里の島である。これはみな舟で着く。城よりこの間は1里ほどである。鹿児島より3里ほど北に谷山という外城(「戸城」)がある。これも舟で着く。鹿児島より南に間5里に加治木というところがあり、島津又八様がいる外城(「戸城」)がある。町の家数は600ほど。これも舟で着く。鹿児島より東に間8里に国分というところがあり、島津龍伯様の御隠居(所)の外城(「戸城」)がある。いまは見内衆(=身内衆)ばかりがいる。

(中略)

北郷(「<sup>(ママ)</sup>本合」)讃岐殿 これは都城という外城(「戸城」)である。

(中略)

薩摩国内の外城(「戸城」)の数は101城と聞いた。侍500~700ほどずつが外城(「戸城」)にいる、ということを知った。

普請のことは、右の橋普請よりほかには見えない。

#### 【187号文書】

#### 熊本城

城内に以前あった「げんじ」の間、「御座り」の間を皆々打ち壊して、新しく7間×15間ほどの家が2つ完成した、ということを知った。

つばい(=坪井カ)口の石垣のことは、広さ24~25間×高さ3間ほどに見えたが、半分抜けたのか、積み直したことが見える<sup>(3)</sup>。

新堀はない。堀普請はない。櫓普請はない。

#### 八代城

城内に変わったことはない。大手は東向き。二の丸の惣石垣の上に堀はない。ただし、<sup>やどぬし</sup>宿主に尋ねたところ、御法度であるため堀がない(=武家諸法度との関係を意味するの  
か?)とのことであった。本丸より北に御隠居所の<sup>やかた</sup>屋形があり、まん中に20間ほどに見

える広間が見える。家主に尋ねたところ、(城内の)家数は16ある、とのことを言った。ただし、城の二の丸の堀(幅)は20間ほどに見える。

新堀はない。堀普請はない。櫓普請はない。

#### 島原城

城内の本丸と二の丸の間に、石垣が高々と見える。堀の広さは30間ほどに見える。また、大手口は西向き。本丸内に西東の間に5～6間ほどの堀がある。(この堀に掛かる橋は)極楽の橋と見える。また、堀より西は殿町である。

二の丸内に殿様の百疋馬屋があり、皆々馬がつかないである。玉葉のことは、先殿の御代(=松倉重政)より過分にあるので、今後1、2年ほどはしない(作らない、或いは、用意しない、の意味か?)、ということを行った。

新堀はない。堀普請はない。櫓普請はない。

#### 柳川城

城と町の間を広さ40間ほどの堀がある。また、大手の櫓門の「ミけぐち」は東向きの門である。また、城の内に堀が五ヶ所ある、と言った。本丸のまわりは大堀である。南向きに欄干橋があり、(この橋は)40～50間ほどの橋である。本丸より西に蔵が多くある。その(蔵の)前は大分広いが、(これは)もしもの時に、人数揃えのところである、と言った。そのほかに、門を出ると、一重ひとえ(に堀がかり、木が植えられていて、前に殿町がある。幾重いくえともなく見えた。惣堀ほかの橋は新しく見えたので、尋ねたところ、去年、上様(將軍徳川家光)の許可を得て掛け直した、と聞いた。本丸に大土使い(=大規模に土砂を使う、という意味か?)のほどがあるのを尋ねたところ、やがて(藩主が国へ)下る時分なので、(そのための)うちぶしん内普請である、と言った。

新堀はない。堀普請はない。櫓普請はない。

#### 久留米城

城に天守と白壁はない(或いは、城の天守に白壁はない)。舟入は大川である。大船共は見えないので、家主に尋ねたところ、川港なので、7反より大きい船はない、と言った。川口の遠さは5里ほどある、と言った。川は城より西にある。殿町は東にある。城より外の町の間、少しの空堀がある。ただし、以前よりの古い堀である。大手口は南向きに見える。

新堀はない。堀普請はない。櫓普請はない。

#### 大村城

城のことは、「本じろ」の西北は入り海である。御吉凶が悪い、ということで破り、城より東少し南方に、尾続きに一段下がり、御茶屋のごとく、櫓もない。堀は白壁であり、やかたづく屋形造りばかりが見える。城より東に殿町があり、また、殿町より北町の入り口に3、4間ほどの板橋がある。

新堀はない。堀普請はない。櫓普請はない。

#### 唐津城

城のことは、三方は入り海である。大手口は南向きで大門がある。堀の広さは14～15間

ほどである。城の方も、また、前の方も、高さ6、7間ほどの石垣である。大門の入り口は板橋である。潮の満干に（よって）入りまわる、と見える。城の様子は、海の中へ出城のように見える。正面に天守の台石垣が高く見える。天守はない。見えかかり（＝目に見える部分）の様子は見事である。

町への入り口は東方（の）せんどう町である。道より西に舟蔵がだいぶある。殿様の早物（＝早舟のことか？）が100ばかりほどあると言った。

入り口の海手に見事な割石がだいぶあるのを、宿主に尋ねたところ、大坂（城）普請の時に（石を）割ったが、要らなくなった、と言った<sup>(4)</sup>。

町へ入って3丁ほど通ると、広さ5間ほどの板橋がある。小舟は通れるが、大舟は通れない。ただし、うちの方は石垣であり、やがて、入り口門の左脇に大きな屋形がある。また、右の方の奥にも殿町がある。

新堀はない。堀普請はない。櫓普請はない。

#### 佐賀城

城は大手より外堀の広さは50～60間ほどに見える。大手の入り口は土手である。城内に堀は五糸ある。そのまわりまわりに「げず」の木（＝からたちの木）が植わっており、なかなか要害がよい、と言った。

皆々遠干なので、舟入は遠い。また、竹木が茂っているので、近くに寄るほど、天守などは見えない。三方は町である。町内は1里ほどある。また、少しある堀も沼であるので、橋など落ちるとなかなか通ることはできない。総じて少しずつの堀は、いくつ（ある）ともわからない。舟入は「うしづ」（＝牛津）「かせず」（＝嘉瀬津）といって、両所がある。（そこは）城より1里あまりほどである。

城より西の方と覚えているが、大川がある。唐津より来た道に50間ほどの土橋がある。家中のことは、出銀などは千石取りの衆は、二割・三割ほどずつ御普請の時は引いて、公儀のことにかまわない、ということと言った。

各地の城・城下に関する記載は以上のようなになる。個々の記載内容の具体的検証作業（記載内容の真偽の検証）は紙幅の都合もあり、詳しくおこなわないが、全体を通してわかる傾向を以下にまとめておく。

情報の収集方法としては、各地に派遣された探索者が、実際に“見たこと”と“聞いたこと”を記している。例えば、185号文書では、「其外うさんなる事見聞不申候」〔下線引用者〕などという文が、それぞれの城・城下探索の記事の末尾に出てくる。ただし、佐伯城や臼杵城のように旅人が城内に入ることを禁止している城もあり、その場合は詳しい調査ができなかった。

探索者については、上述の各ルートの探索者が同一人物であるのか、或いは、それぞれ別の人物であるのかは不明であり、探索という機密関係の任務のためであるのか、探索者の名前や文書の作成者の名前も185号～187号文書には記されていない。

“見る”という観点の調査に関しては、天守の有無（久留米城、唐津城）天守台石垣

(唐津城) 天守の見え方(佐賀城) 御屋形の位置(佐伯城) 御隠居所の屋形とその中の広間(八代城) 屋形(唐津城) 屋形造り(大村城) 石垣の広さ・高さの間数(熊本城、唐津城) 石垣の積み直し(熊本城) 堀の位置(日出城) 堀幅の間数(八代城、島原城、柳川城、唐津城、佐賀城) 空堀(久留米城) 城の立地(山城、平城の区別... 梶城、高鍋城、佐土原城、飫肥城、鹿児島城) 城の有無(杵築城) 普請の有無(佐伯城) 城内の作事(熊本城) 城内(本丸)の普請(柳川城) 櫓・塀の破損状況(日出城) 新堀・櫓普請・石垣普請の有無(梶城、高鍋城、佐土原城、飫肥城) 新堀・櫓普請・塀普請の有無(熊本城、八代城、島原城、柳川城、久留米城、大村城、唐津城) 堀にかかる橋の掛け直し作事(柳川城) 大手の向き(八代城、島原城、柳川城、久留米城、唐津城) 石垣の上の塀の有無(八代城) 櫓の有無(大村城) 城のまわりの川(梶城) 城・城下の出入口(臼杵城、日出城、梶城、高鍋城、佐土原城、飫肥城、鹿児島城、佐賀城) 入り口の海手にある割石(唐津城)などが調査ポイントであり、城郭の立地や各パーツを念入りに調査するとともに、新規の普請・作事の有無を見極めようとしたこともわかる。こうした点に調査ポイントを置いたということは、玉薬(=火薬)の貯蔵調査(佐伯城、島原城)という点も考え合わせると、各地の城郭の戦時運用を念頭に置いて調査したものと言えよう。このことは、薩摩藩の居城だけでなく、外城(「戸城」)まで調査している点からも理解できよう。

“聞く”という観点の調査に関しては、「人の物語り」(臼杵)「人々」(臼杵)「宿主」(八代、唐津)「家主」(八代、久留米)などから情報を得たことが記されている。このほかに、だれから聞いたのか、ということをも明記していないケースもある(鹿児島、熊本、島原、柳川、唐津、佐賀)。こうしたケースは情報源を隠すため、だれから聞いたのか、ということ在意図的に記さなかった、と考えられる。このような情報源を隠した情報の中には、薩摩藩の外城の総数などに関する情報、熊本城内の建物の破却と新規作事に関する情報、柳川城内の蔵の前のスペースが有事の際の人数揃えの場所であるという情報、柳川城の惣堀にかかる橋が去年幕府の許可を得て掛け直されたという情報、柳川城本丸での普請に関する情報など、非常に具体的かつ重要な情報も含まれている点には注目する必要がある。つまり、こうしたレベルの高い情報は、宿屋の主人などから簡単に入手できるような情報ではあり得ないことから、岡藩の意向を受けて長年各地で情報提供のために定住していた協力者が今回探索に派遣された者に情報を伝えた、と推測される。

調査に関する事前の指示については、表1を見るとわかるように、185号～187号文書の調査項目は各号文書においてそれぞれまとまりを見せていることがわかる。よって、現地に派遣される探索者が、調査すべき各調査項目(各号文書において、共通する調査項目〔家老など、在郷の項目〕とそれぞれ異なる調査項目があった)を示した調査リストのようなものを事前に渡されて、それに従って各項目について現地で見聞して調査した、というように推測できる。

#### 4 . 185号～187号文書の成立年代

上述したように、神戸大学附属図書館デジタルアーカイブの185号～187号文書の解説では、185号～187号文書の成立年代を寛永10年前後としているが、すでに指摘したように185号～187号文書の内容を見ると、探索対象に対する調査基準は各号文書によってそれぞれ異なっているので、本稿では、185号～187号文書それぞれの成立年代を検討することにしたい。

##### 【185号文書の成立年代】

185号文書の成立年代を検討するにあたり、杵築城に関して、城はなく小屋掛けである、と記している、豊後府内城と城下に関する記載がない、の2点を手掛かりとして考えたい。

上記 について、杵築城は細川氏の小倉城主時代に支城であったため元和一国一城令によって破却されているので、杵築城が小屋掛けであったのは、破却された元和元年(1615)以降であることを示している。よって、185号文書の成立は元和元年の一国一城令実施以降ということになる。

上記 について、豊後府内城と城下に関する記載がなぜ記されていないのか、という点については、豊後府内城主であった竹中重義は寛永11年(1634)2月22日に改易となり、次の豊後府内城主である日根野吉明は同年7月29日から新藩主に着任した<sup>(5)</sup>、という経緯がヒントになると思われる。つまり、寛永11年2月23日～同年7月28日までは豊後府内城の城主空白期であったことになり、府内城と城下に関する記載がないのはそのためであったと推測される。こうした理由で探索対象からはずしたとすれば、185号文書の成立年代はこの城主空白期(寛永11年2月23日～同年7月28日)であったと思われる。

##### 【186号文書の成立年代】

186号文書には各城主名(藩主名)が記されているが、その中で記載上個人名が特定できない飫肥城主と鹿児島城主を除く、残りの3人の城主の城主(藩主)在任期間は次のようになる。有馬直純(県城主)...慶長19年(1614)7月～寛永18年(1641)4月25日、秋月種春(高鍋城主)...慶長19年6月～万治2年(1659)10月15日、島津忠興(佐土原城主)...慶長15年(1610)5月2日～寛永14年(1637)6月11日。この3人の城主の在任期間が重なるのは慶長19年7月～寛永14年6月11日である。

また、186号文書では佐土原城について平城としているが、佐土原城主の島津忠興が山城部分を取り壊して山下の二の丸に藩庁を移したのは寛永2年(1625)であることから<sup>(6)</sup>、186号文書は寛永2年以降の成立ということになる。

そのほか、186号文書では、後の延岡城のことを県城(「御城本あかた町」)としているが、県城が延岡城に公式に改称されるのは元禄5年(1692)であり、延岡の史料的初見は明暦2年(1656)であることから<sup>(7)</sup>、186号文書は元禄5年以降の成立ではない、ということになる。

こうした諸点を勘案すると、186号文書の成立年代は、寛永2年～同14年6月11日の期

間であったと考えられる。

#### 【187号文書の成立年代】

187号文書には各城主名（藩主名）が記されていないが、熊本藩の家老として、（細川氏の重臣である）松井佐渡、有吉頼母の名前が記されているので、細川忠利が熊本城主になった後の時代であることがわかる。つまり、細川忠利が熊本城主になったのは寛永9年（1632）10月4日であるから、187号文書の成立はそれ以降の時代ということになる。また、187号文書には八代城内の御隠居所の屋形についても記されているが、この場合の御隠居とは細川忠利の父である細川忠興のことを指すので、忠興が八代城に入城した後の時代であることがわかる。細川忠興が死去するのは正保2年（1645）12月2日なので、187号文書の成立は、それ以前の時代ということになる。

そのほか、187号文書には、唐津藩の家老である三宅重利（三宅藤兵衛）が天草の郡代として記されている。島原・天草一揆の際、富岡城代であった三宅重利は一揆軍との戦闘により寛永14年11月14日に討死しているため、187号文書の成立は、それ以前の時代ということになる。

また、187号文書には上述のように、熊本城内で建物（「げんじ」の間、「御座り」の間）を壊して、新規に7間×15間ほどの家が2つ完成したことが記されている。この記事の信憑性について検証すると、『細川史料』18の2400号文書<sup>8)</sup>に、熊本城本丸は家が多いので、櫓には構わず（＝櫓には手を付けず、という意味か？）中の家を壊して地震屋を1つ建てるように、江戸にいる細川忠利が国許へ申し遣わしたことが記されている。この両者の記事を比較すると、城内の建物を壊して新しい建物を作る、という点は一致するので、両者の記事は同じことを述べていると考えてよさそう。とすれば、上記の2400号文書は細川忠利が寛永11年の2月23日付で大久保忠政・川口宗重宛に出した書状であるため、187号文書におけるこの記事の内容は寛永11年2月23日以降のことであるとわかる。

187号文書に関する以上の諸点を考慮すると、187号文書の成立年代は、寛永11年2月23日～同14年11月14日の期間ということになる。

以上のように、185号～187号文書の成立年次についてそれぞれ考察したが、上記の考察結果について年次だけを見ると、185号文書は寛永11年、186号文書は寛永2年～同14年、187号文書は寛永11年～同14年というようになる。この3つの年次比定がすべて重なるのは寛永11年なので185号～187号文書が同じ年に作成されたたとすると、寛永11年に作成されたことになる。

また、185号～187号文書の成立年代について、もう少し年次の幅を持たせて考えると、186号文書と187号文書の年次比定の下限は寛永14年なので、186号文書と187号文書は、寛永11年に成立した185号文書よりも数年（1～3年）遅れて成立した可能性も考えられる。

## 5．おわりに

本稿で検討した中川家文書「御隣国城下在々様子聞書之帳」（185号文書・186号文書）、「御隣国聞合之帳」（187号文書）は、岡藩が九州全域の諸藩（ただし、一部の城持大名の

ほか、陣屋大名や支藩は除く)の城・城下を中心に探索する目的で、探索者<sup>9)</sup>を直接各地に派遣して作成させた探索書であった。その際のエリア区分は、上述のように、豊後国内まわりルート(185号文書)、九州東(日向)～西南(薩摩)まわりルート(186号文書)、九州西(肥後・筑後・肥前)まわりルート(187号文書)のほかに、九州北(筑前・豊前)まわりルートの存在も推測できることから、九州全域を4つのルートに分けたこのエリア区分は合理的な分け方と評価できる。その意味では、この史料(185号～187号文書)は、単に岡藩の隣国だけを調査したという性格を大きく越えたスケールを持つ、という点では文書の表題からイメージされる隣国の探索という従来の認識は改めねばならないであろう。

外様小藩の岡藩(7万石)がこのような大掛かりな探索活動をおこなったことは、一見奇異な印象を受けるが、江戸時代、幕藩制社会においては、藩規模の大小を問わず各藩がそれぞれ独立した小国家であったことを考えると、国家(藩)と国家(藩)が互いに諜報活動・探索活動をおこなったのは当然であったと言えよう。そうした背景を考えると、岡藩の場合、隣国だけの小規模な諜報・探索活動では不十分であり、少なくとも九州エリア全域まで広げて諜報・探索活動をおこなう必要があったのであろう。

上述のように、この史料(185号～187号文書)の成立年代は、寛永11年～同14年頃に比定できる。この時代は、島原の乱が勃発する直前の時代であり、当然のことながらこの史料(185号～187号文書)には島原の乱(島原・天草一揆)に関する記載は一切出てこない。また、幕政の展開という点では、この時代は2代将軍徳川秀忠が元和9年(1623)に死去し、同年に3代将軍徳川家光の政権がスタートして10年以上経過した時代にあたる。寛永12年(1635)には武家諸法度が改訂されて幕府の支配も本格的に固定化していく中で大名の領国支配も安定に向かった時代であった。そうした中で探索活動をおこなうことは、当時本格的に整備されつつあった他藩の城や城下を直接調査する、という意味を持った。

武士階級が本源的には戦いを前提とした身分階級であったことを想起すれば、この史料(185号～187号文書)において、軍事施設としての城や火薬(玉薬)貯蔵の状況を調査したことは当然であると言えるが、同時に、当時の各城下町におけるインフラ整備(新しい道、新しい橋など)の状況も調査していたことは、それぞれの初期城下町の建設進捗状態を調査していたということになる。

この史料(185号～187号文書)と類似した性格の史料として、寛永4年(1627)に公儀隠密(幕府の隠密)が調査して作成した『筑前・筑後・肥前・肥後探索書』、『讃岐・伊予・土佐・阿波探索書』がある<sup>10)</sup>。『筑前・筑後・肥前・肥後探索書』、『讃岐・伊予・土佐・阿波探索書』の記載内容は、上記185号～187号文書の内容よりも詳細な調査内容であるが、北部九州や四国の城・城下について、直接、探索者(この場合は公儀隠密)を派遣して調査させた、という点は共通している。この探索が公儀隠密によって寛永4年におこなわれた時代的背景は、3代将軍徳川家光の政権がスタートして4年経過していることからすると、将軍代替り後の西国大名に対する監察という側面が強いが、それ以外に、当時本格的に整備されつつあった西国各地の城や城下を直接調査する、という目的もあったと考えら

れる。

185号～187号文書は、岡藩が九州の他藩に対しておこなった謀報・探索活動の報告レポートという性格を持つ関係上、史料の記載内容を検討する場合、無批判に引用するのは避けるべきであり、一定の史料批判をおこなう必要がある（例えば、城・城下の情報に関して方位の取り違えがないか、とか、見聞した情報内容に誤りがないか、など）。

上述した時代背景や史料の成立事情を勘案すると、岡藩だけでなく、他藩においても同様の性格の史料が存在した可能性があり、そのような史料が伝存していれば、今後、比較検討する作業も必要になってくるであろうが、その点の検討については今後の課題とした<sup>11)</sup>。

### [ 註 ]

『中川家文書』（神戸大学文学部日本史研究室編、臨川書店刊、1987年）。

<http://www.lib.kobe-u.ac.jp/products/nakagawake/index.html>

つばい（＝坪井）口の石垣とは、坪井川（熊本城の内堀として利用され、石垣と長堀がいまでも残る）に沿った石垣のことを指すと思われる。

元和・寛永期の大坂城普請のための石切丁場と考えられる谷口石切丁場跡（佐賀県唐津市浜玉町谷口）が、2008年に唐津市教育委員会の調査によって発見・確認された。

唐津市教育委員会によれば、谷口石切丁場は、石曳き道の遺構も良好に残されている、角石だけを造るための石切丁場であった、運搬以前にすでに石材の精加工（反り・勾配）が施されていた（詳細な石材の規格化がおこなわれていた）、大坂城石垣石材供給地としては、日本最西端で最も遠距離にあたる、などの評価がされている。唐津市教育委員会は、『中川家文書』の当該箇所の記載にも言及しており、「大坂城公儀普請のために唐津から石材を搬出したことを裏付ける内容になっていません」と指摘している（「谷口石切丁場跡」記者発表資料、唐津市教育委員会、2008年）。なお、「谷口石切丁場跡」記者発表資料については、中村修身氏より御教示をいただいたので、この場を借りて謝意を表したい。

『藩史大事典』7巻 九州編（雄山閣出版、1988年）。以下、各藩の藩主の異動年月日や在任期間は同書による。

『宮崎県史』通史編、近世下（宮崎県、2000年、13頁）。

前掲『藩史大事典』7巻 九州編（477、484頁）。

『細川家史料』18 大日本近世史料（東京大学出版会、2002年、18～19頁）。

187号文書の佐賀の記載箇所に「げずノ木」という表記がある。「げず」とは、奥豊後（大分県南西部、竹田市とその周辺〔旧・岡藩領〕)における方言で、“からたち”（ミカン科の常緑低木）を意味する（<http://www.7a.biglobe.ne.jp/etou/ke.html>）。よって、187号文書を作成した探索者は岡藩の関係者であったことがわかる。

拙著『幕府権力と城郭統制 - 修築・監察の実態 -』（岩田書院、2006年）の第4章・第5章を参照されたい。

185号～187号文書の記載内容において、平城と山城という区分が存在した（186号文書）、佐伯城、臼杵城では旅人が城内に入ることが禁止されていた（185号文書）、櫓普請（「やくらふしん」）・石垣普請（「石かきふしん」）と表記されている（186号文書）などの点も注意される。上記は、当時の平城と山城の区分概念が現在の区分概念と同じであるのか否か、平山城という区分は当時なかったのかどうか、という点からの検討が必要である。上記は、他国者（旅人）を城内に入れないように規制していたことは城内の機密保持との関係が考えられる、という点で注目され、こうした事例が他にどれだけあったのか検討していく必要がある。上記は、本来、作事に該当するケースでも普請と表記したケースがあったことがわかる。こうした諸点の検討は、185号～187号文書だけでなく、他藩における同様の性格の史料と比較検討する必要があり、こうした点も含めての検討作業は今後の課題である。

表1 『中川家文書』185号～187号文書における主要な記載事項（調査事項）

城と城下	国	城の区分	城主名	大手の向き	出城・入城下の	天守	曲輪	舟	舟手・舟人	城下の家数	新堀	新橋	玉乗用意	堀普請	櫓普請	新石垣普請	新船入	安宅船	新道	奉公人抱え	家老など	親しい他大名	在郷	文書番号
佐伯	豊後国	山城																						185号
白杵	豊後国																							185号
日出	豊後国																							185号
杵築	豊後国																							185号
豊	日向国	平城								600														186号
高鍋	日向国	平城								200														186号
佐土原	日向国	平城								200														186号
鉄肥	日向国	山城								150														186号
鹿児島	薩摩国	平城								2000														186号
熊本	肥後国																							187号
八代	肥後国																							187号
島原	肥前国																							187号
柳川	筑後国																							187号
久留米	筑後国																							187号
大村	肥前国																							187号
唐津	肥前国																							187号
佐賀	肥前国																							187号

【凡例】

…旅人が城に入れないケース

各項目についての記載の有無 上記の各項目について記載が確認できるものは を付けた。ただし、城の区分、城下の家数については、記載されているものをそのまま記した。

(注1) 石垣の積み直しについては記載がある。

佐伯城については、少しの普請もないように見える、と記している。

鹿児島城の項では、谷山外城・加治木外城(町の家数600)・国分外城・都城外城の各外城について記載がある。

鹿児島城の項では、薩摩国内の外城の数は101城であり、それぞれの外城に侍500～700ほどずつがいる、と記している。